



発信年月日：令和2年4月30日

所属部課	課長	担当職氏名	連絡先	TEL 0837-23-1164 FAX 0837-23-2061
市民福祉部 子育て支援課	平岡 雄介	主査 鈞物 崇		
件名	市内小学校の臨時休業期間延長に伴う 放課後児童クラブの臨時開所期間の延長について			

新型コロナウイルス感染症対策のため、市内小学校の臨時休業期間が5月24日(日)まで延長されたことに伴い、市内全放課後児童クラブ(5クラブ)の臨時開所の期間を延長します。

なお、この度の開所は小学校の臨時休業に伴い、就労等により家で児童を監護できない家庭を支援するための措置であることを考慮し、利用料は従来からの登録者を含め無料とします。

記

- 1 臨時開所延長の期間
令和2年5月7日(木)～5月23日(土)
- 2 保育時間
8:00～19:00(日曜・祝日を除く)
※(通常 平日13:00～19:00、土曜日8:00～19:00)
- 3 開所クラブ
全放課後児童クラブ5箇所(深川・仙崎・三隅・日置・油谷)
- 4 利用料金
5月分：無料(通常利用分を含む。)
※通常利用は月額3,000円
- 5 問合せ先
長門市子育て支援課 TEL：0837-23-1164 FAX：0837-23-2061
- 6 その他
小学校の臨時休業に伴い、児童クラブへの送迎や預かりが必要となった場合は、ファミリーサポートセンター事業の利用料は市から全額助成します。